

(趣旨)

第1条 この規程は、明治学院大学（以下「本学」という。）における民間企業等外部の機関（以下「外部機関等」という。）との学術指導の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において掲げる用語の定義は、次の各号のとおりとする。

- (1) 「学術指導」とは、外部機関等からの申込を受けて、本学の専任教員がその教育、研究および技術上の専門的知識に基づき指導または助言を行い、外部機関等の事業または活動を支援するもので、これに要する経費を外部機関等が負担するものをいう。ただし、共同研究や受託研究など別に定めがあるものを除く。
- (2) 「学術指導担当者」とは、「明治学院大学個人研究費規程」第2条に定める専任教員のうち、学術指導を実施する研究者をいう。
- (3) 「部局」とは、各学部（教養教育センターを含む）、各研究科をいう。
- (4) 「指導料」とは、学術指導の対価をいう。
- (5) 「申込者」とは、学術指導を申込む外部機関等をいう。

(受け入れの原則)

第3条 学術指導は、その内容が本学の業務と密接に関連し、かつ、当該学術指導担当者の教育研究に支障がないと認められる場合に限り、これを受け入れることができる。

(受け入れの条件)

第4条 学術指導の受け入れに当たっては、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 学術指導は、申込者が一方的に中止することはできないこと。
- (2) やむを得ない理由により学術指導を中止し、またはその期間を変更する場合においても、本学がその責めを負わないこと。

2 前項に定めるもののほか、本学は、学術指導の受け入れに関し必要と認められる条件を付することができる。

(学術指導の申込み)

第5条 申込者は、所定の様式による申込書を、本学に提出しなければならない。

- 2 申込者は、前項の申込みに当たり、学術指導担当者とその指導内容、指導期間、指導実施場所、学術指導料等について、事前相談を行うものとする。
- 3 前項の事前相談に係る経費は、原則として申込者の負担とする。

(受け入れの決定等)

第6条 学術指導の受け入れは、部局の長の決裁を経て、学長がこれを決定するものとする。

- 2 学長は、学術指導の受け入れを決定したときは、申込者に通知する。

(契約の締結)

第7条 理事長は、前条により受け入れが認められた学術指導について、申込者と契約（以下「学術指導契約」という。）を締結するものとする。

(学術指導に要する経費)

第8条 申込者が納入する学術指導料は、次の各号に掲げる経費の合算額とする。

- (1) 学術指導担当者の職位に基づき、本学が定める額（以下「指導料」という。）に、消費税および地方消費税の相当額を加えた額
- (2) 学術指導の実施のために、特に必要となる旅費、協力者等への謝金、消耗品費、設備費等の経費に、消費税および地方消費税の相当額を加えた額（前号の指導料と合わせて、以下「直接経費」という。）

(3) 当該学術指導の実施に関連し、直接経費以外に必要な経費（光熱水料、事務経費等）に相当する額（以下「一般管理費（オーバーヘッド）」という。）

2 直接経費のうち、指導料の単価は、別に定める。

3 一般管理費（オーバーヘッド）は、原則として直接経費の10%とする。

4 本学は、学術指導の実施上必要がある場合には、申込者から学術指導料のほか、その申込者の所有に係る設備を受け入れることができる。ただし、当該設備の搬入、維持管理、撤去および据付けに要する経費は、申込者が負担するものとする。

（学術指導料の取扱い）

第9条 申込者は、原則として、前条の学術指導料を学術指導契約で定めた当該学術指導の開始日（以下「学術指導開始日」という。）より前に本学に納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、申込者は、学術指導料を学術指導開始日以降に納入することができる。

（1）学術指導契約において、納入の期日が定められている場合

（2）やむを得ない理由により、学術指導開始日以前に学術指導料を納入することができず、そのことについて本学が了承した場合

（3）学術指導開始日以降に学術指導料を納入する旨、本学が申込者へ指示をした場合

3 前項の場合、本学は、原則として、学術指導料の納入前に学術指導料の支出を開始することはできない。ただし、申込者が国、政府関係機関または地方公共団体等（以下「国等」という。）の場合は、学術指導料が納入されるまでの間、本学の立替により支出を行うことができる。

4 指導料は、原則として学術指導担当者の研究費に充てるものとする。ただし、他の研究費と合算して使用することはできない。

5 前項の指導料の使途の範囲および予算の執行については、「明治学院大学個人研究費規程」の定めるところによるものとする。

6 前項の規定にかかわらず、学術指導契約が複数年度におよぶ場合は、当該契約に定める契約期間および当該契約期間満了の翌年度の範囲内で、指導料は年度を繰り越して使用できるものとする。また、学術指導契約が単年度契約の場合は、契約年度の翌年度に限り、指導料を繰り越して使用できるものとする。

7 既納の学術指導料は、原則として返還しない。ただし、申込者と協議のうえ、やむを得ない理由により学術指導を中止し、またはその期間を変更したことにより、直接経費に不用が生じ、申込者から不用になった額について返還の請求があった場合には、返還することがある。

（学術指導の中止等）

第10条 申込者は、学術指導を中止し、またはその期間を延長する必要がある場合は、学術指導担当者と協議のうえ、所定の様式による中止または変更にかかる申込書を、本学に提出しなければならない。

2 学長は、前項の申込みにおいて、学術指導の中止または期間の延長がやむを得ないと判断する場合は、部局の長の決裁を経て、学術指導の中止または期間の延長を決定することができる。

3 学長は、天災その他やむを得ない理由があると認めるときは、当該学術指導を中止し、またはその期間の延長を決定することができる。

（学術指導の完了報告）

第11条 学術指導担当者は、学術指導が完了したときは、その旨を学長および部局の長に報告するものとする。

（学術指導に係る成果の公表）

第12条 学長は、学術指導に係る成果について、申込者と協議し、合意した上で、公表することができるものとする。

（知的財産権の取扱い）

第13条 本学および申込者は、学術指導の実施の過程において知的財産権の対象となるものが生じたときは、当該知的財産権についての取扱いを協議し、別途定めるものとする。

（秘密の保持）

第14条 本学および申込者は、学術指導の実施に際して提供もしくは開示を受け、または相手方より知り得た秘密情報について、その秘密保持に十分な配慮をしなければならない。

（無保証および免責）

第15条 本学は、学術指導を実施した結果に関し、明示または黙示を問わず、一切の保証をしない。

2 本学は、学術指導契約に別途定めのある場合を除き、学術指導（本学術指導に基づく申込者による商品の販売、役務の提供等を含む。）によって、申込者に損害が発生した場合においても、申込者に対し、当該損害についての責任を一切負わない。

（適用除外）

第16条 学術指導のうち、次の各号のいずれかに該当するときは、この規程の一部を適用しないことができる。

（1）国等からの委託を受けた学術指導

（2）その他特別な事情があると学長が認めた学術指導

（事務局）

第17条 この規程に関する事務は、総務部研究支援課が所管する。

（補則）

第18条 この規程に定めるもののほか、学術指導の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

（規程の改廃）

第19条 この規程の改廃は、大学評議会の議を経て常務理事会の承認を得るものとする。

付 則

1 この規程は、2025年4月1日から施行する。